

農業振興地域整備計画変更等理由書

山口農業振興地域整備計画

1 農業振興地域整備計画の変更理由

- ・経済事情の変動その他情勢の推移によるもの
平成 25 年 3 月に計画全体を見直して以降、地域人口の増加・集中による住宅等の土地利用需要の増大等の経済事情の変動その他の情勢の推移により、農用地利用計画の一部を変更する必要が生じたため。

2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
1	江崎字河原 137 番 1	現況地目	田
		面積(a)	5.97
		変更概要	除外
		変更理由	葬儀場・車両置場
		除外要件適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。 本件は、事業主体が申出人から土地を買い受けて葬儀場及び車両置場とするもので、土地利用計画から見ても具体的な計画がなされており、規模も適当と判断される。 また、業務における利便性を確保できることから、現在の事務所及び既存葬儀場と一体的に整備することが必要と認められることから、区域外の土地をもって代えることが困難であると認められる。
			②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 地域計画については現在策定中である。
			③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。 集団農地の縁辺部の農地であり、4 辺相当（北側：宅地及び白地農地、東側：国道、南側：市道、西側：宅地）を非農地に接していることから、支障はないものと認められる。
			④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること 認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。
			⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。 施設等については、廃止・加工等をしないことから機能が維持され、支障はないと認められる。
			⑥土地改良事業等完了後 8 年経過していること。 土地改良事業等は施行されていない。

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
2	別紙のとおり	現況地目	別紙のとおり
		面積(a)	736.17
		変更概要	編入
		変更理由	圃場整備事業実施のため

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
3	阿知須字上荒内 2091番 1	現況地目	田
		面積(a)	8.87のうち2.98
		変更概要	除外
		変更理由	非農家住宅
		除外要件適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。 本件は、事業主体が申出人から土地を借り受けて非農家住宅とするもので、土地利用計画から見ても具体的な計画がなされており、規模も適当と判断される。 また、親族所有の土地であり、利便性確保のため両親の住む阿知須地域での建築が必要と認められ、区域外の土地をもって代えることが困難であると認められる。
			②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 地域計画については現在策定中である。
			③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。 1辺相当（西側：宅地）を非農地に接しており、申出地を除外した場合においても周辺農地の連担性は確保されており、集団化や農作業の効率化に支障はないものと認められる。
			④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること 認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。
			⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。 担当課と協議しているため、支障を及ぼす恐れはない。
			⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。 土地改良事業等は施行されていない。

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
4	阿東徳佐上字畑田 822番	現況地目	雑種地
		面積(a)	1.98
		変更概要	除外
		変更理由	駐車場
		除外要件 適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。 本件は、事業主体が申出人から土地を買い受けて駐車場とするもので、土地利用計画から見ても具体的な計画がなされており、規模も適当と判断される。 また、駐車場利用者の利便性を確保できることから、居宅に隣接する申出地に整備することが適当であり、区域外の土地をもって代えることが困難であると認められる。
			②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 地域計画については現在策定中である。
			③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。 集団農地の縁辺部の農地であり、2辺相当（西側：雑種地、北側：823（現況証明済）、824（現況証明済））を非農地に接していることから、支障はないものと認められる。
			④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること 認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。
			⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。 施設等については、廃止・加工等をしないことから機能が維持され、支障はないと認められる。
			⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。 土地改良事業等は施行されていない。

(別紙)

番号	大字	小字	地番	現況地目	変更面積 (a)
1	佐山	大島	796番1	田	21.21
2	佐山	中原	804番4	田	4.41
3	佐山	中原	805番1	田	7.95
4	佐山	中原	806番1	田	34.32
5	佐山	中原	806番2	田	7.66
6	佐山	中原	808番3	田	9.99
7	佐山	中原	809番	田	10.54
8	佐山	中原	811番1	田	9.34
9	佐山	中原	812番1	田	13.80
10	佐山	中原	813番1	田	5.61
11	佐山	中原	814番1	田	4.72
12	佐山	中原	815番1	田	11.12
13	佐山	中島	895番1	田	4.45
14	佐山	中島	896番1	田	37.58
15	佐山	下向	915番1	田	6.47
16	佐山	下向	915番4	田	6.98
17	佐山	下向	916番1	田	15.80
18	佐山	下向	918番1	田	18.77
19	佐山	下向	919番	田	22.44
20	佐山	下向	920番	田	5.54
21	佐山	下向	921番	田	21.25
22	佐山	市郎兵衛河内	1262番3	田	4.20
23	佐山	市郎兵衛河内	1265番	畑	4.69
24	佐山	市郎兵衛河内	1269番	田	14.10
25	佐山	市郎兵衛河内	1270番1	田	8.12
26	佐山	市郎兵衛河内	1271番1	田	11.61
27	佐山	市郎兵衛河内	1272番1	田	19.96
28	佐山	河内神	1305番1	田	33.30
29	佐山	西迫	1453番1	田	6.12
30	佐山	西迫	1457番1	田	10.38
31	佐山	西迫	1457番2	田	0.22
32	佐山	西迫	1473番1	田	13.36
33	佐山	西迫	1473番3	田	0.11
34	佐山	西迫	1473番4	田	0.06
35	佐山	西迫	1474番	田	1.07
36	佐山	西迫	1475番	田	12.94
37	佐山	西迫	1476番	田	11.43

(別紙)

番号	大字	小字	地番	現況地目	変更面積(a)
38	佐山	後畠	1502番1	田	11.61
39	佐山	後畠	1504番2	田	0.20
40	佐山	後畠	1507番1	田	11.51
41	佐山	後畠	1508番1	田	7.25
42	佐山	後畠	1509番1	田	15.03
43	佐山	後畠	1510番1	田	6.03
44	佐山	後畠	1514番	田	4.71
45	佐山	後畠	1515番	田	14.64
46	佐山	後畠	1517番1	田	19.80
47	佐山	後河内	1528番	畑	15.34
48	佐山	後河内	1529番	畑	15.69
49	佐山	後河内	1530番	田	7.92
50	佐山	後河内	1531番	田	7.38
51	佐山	後河内	1541番1	田	13.85
52	佐山	後河内	1541番2	田	12.56
53	佐山	後河内	1542番1	田	18.32
54	佐山	後河内	1543番	田	11.33
55	佐山	後河内	1545番	田	7.87
56	佐山	後河内	1546番	田	1.48
57	佐山	後河内	1547番1	田	11.64
58	佐山	後河内	1558番1	田	5.98
59	佐山	後河内	1560番1	田	4.57
60	佐山	後河内	1560番7	田	0.10
61	佐山	後河内	1562番1	田	5.32
62	佐山	後河内	1563番	田	3.50
63	佐山	後河内	1564番	田	1.95
64	佐山	後河内	1565番1	田	6.77
65	佐山	後河内	1567番	田	5.04
66	佐山	後河内	1568番	田	5.07
67	佐山	中河内	1787番1	田	10.40
68	佐山	中河内	1788番1	田	3.99
69	佐山	中河内	1788番2	田	5.88
70	佐山	河内神	11059番2	田	31.82